

水の事故防止について

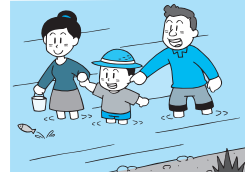
消防本部消防救急課

水に親しむシーズンとなります。海や川などで子どもたちの水遊びが盛んになると同時に、水の事故が増えます。

子どもの水の事故を防止するため次のことに注意しましょう。

屋外での事故を防ぐため

- 危険な場所を点検する。
 - 海や川などで、子どもだけで水遊びをしている場合は危険ですので、声をかけて止めさせる。
 - 泥沼や草の生い茂っているところには近寄らせない。
 - 丸太や漂流物の上では遊ばせない。
 - 幼児に水遊びをさせるときは、保護者は同伴していても油断せず、幼児から目を離さない。
- 日常生活での事故を防ぐため**
好奇心旺盛な子どもの事故は、周囲の大人が気を配って予防する以外に方法はありません。家の中を点検し、子どもに危険な場所を教えることも大切です。



▼気をつけるところ

- 水の入った浴槽やバケツ
- 水の入った洗濯機
- トイレ

● 遊んだ後のビニールプール本格的な水のシーズンを迎える前に、家庭や学校などで水の怖さについて話し合い、危険な場所での水泳や水遊びなどしてはいけないことを再確認しましょう。子どもを水の事故から守るためには、地域ぐるみで安全対策を進めていくことが大切です。

※水による事故はないことが何よりですが、万が一発生した場合の対処や応急手当の講習会は次のところへご連絡ください。

【問い合わせ】

消防本部消防救急課
☎ 24・9116

成人歯科健康診査

本庁健康推進課

いつまでも自分の歯でしっかり噛むために、年に1回「歯の定期健康診査」をしましょう。

【期間】

7月1日(火)～11月29日(土)
※歯科医院の休診日は除く



【ところ】

市内の伊賀歯科医師会所属の歯科医院

【対象者】 20歳以上の方(平成元年3月31日以前に生まれた方)

【料金】 500円

※各歯科医院窓口でお支払いください。

ただし、昭和14年3月31日以前に生まれた方、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方、生活保護世帯の方は無料です。

※健康診査の結果、治療が必要となった場合の自己負担金はお支払いください。

【受診にあたって】

- 受診を希望される方は、事前に直接歯科医院にご予約ください。
- 診査票は、各歯科医院にありますので、受付でお尋ねください。
- 受診の際、健康手帳をお持ちの方はご持参ください。

※健康手帳をお持ちでない方は、本庁健康推進課・各支所住民課(保健センター)で発行します。

【問い合わせ】

本庁健康推進課
☎ 22・9653
各支所住民課(保健センター)

国民健康保険税の算定基礎が変わります

地方税法等の一部を改正する法律が施行され、基礎課税額と後期高齢者支援金分の課税限度額などが設定されたことに伴い、伊賀市国民健康保険税条例の改正を行い、下表のとおり平成20年度から国民健康保険税の算定基礎を変更します。

(単位：円)

	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
税額算定基礎	前年中の総所得から33万円を控除した額に対して	平成20年度の土地・家屋に係る税額に対して	加入者1人に対して	1世帯に対して	
基礎課税分(医療分)	平成19年度 平成20年度	6.7% 6.7%	18%	25,000 22,000	530,000 470,000
後期高齢者支援金分	平成20年度から	1.08%	4.2%	5,800	4,500
介護分(40歳～64歳)	平成19年度	1.5%	3%	7,500	4,500
	平成20年度	1.5%	3%	7,500	4,500

【問い合わせ】 本庁健康保険課 ☎ 22-9659

退職金は国の制度で

本庁商工観光課

中小企業退職金共済(中退共)制度は、中小企業で働く従業員のための外部積立型の国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇など、有利な特典がいっぱいあります。

安全・確実な中退共制度をぜひご利用ください。

【問い合わせ】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
☎ 03・3436・0151
http://chutai.kyo.
taisuyokukin.go.jp